

大阪府・大阪市特別区設置協議会

《第19回協議会 議事録》

- 日 時：平成26年9月26日(金) 12:15～12:35
- 場 所：大阪府議会 第1委員会室
- 出席者：浅田均会長、松井一郎委員、橋下徹委員、岡沢健二委員、今井豊委員、
(名簿順) 岩木均委員、大橋一功委員、三田勝久委員、伏見隆委員、紀田馨委員、
置田浩之委員

(浅田会長)

本日は、委員の皆様におかれましては御出席いただきましてありがとうございます。橋下委員及び松井委員のほうから、協議会を開催するよう、要請を受けたこともあり、また、私もその必要性を認めましたので、急遽ではございますが、委員の皆様方にお集まりいただきました。

なお、協議会規約第6条第3項の会議の定足数を満たす委員に御出席いただいておりますので、第19回大阪府・大阪市特別区設置協議会として開催させていただきたいと思っております。

それでは、早速でございますが、橋下委員のほうから御発言をお願いいたします。

(橋下委員)

お忙しい中、お集まりいただきまして済みません。これから議会が始まり、府議会ではもう25日にこの協定書が上程されたと。市議会では10月1日に提出する予定です。上程予定です。これから本格的な論戦がスタートするかと思うんですけど、ただ、新聞報道なんかを見ても、ちょっと他会派のほうがこの議論を避けているような、そういうような様子もうかがえます。

そこで、協議会の委員の皆さんにお願いごとがあります。

まず、1つはその協定書の議論が進むように、委員の皆さんに積極的に議論をリードしてほしいと思っております。中身の議論が進むようにですね、法定協議会の委員であった立場を活用して協議を進めてほしいと思っております。

例えばなんですけれども、所管の委員会に参考人としてその出席を求めると、参考人として出席するなどして、公選職同士で議論するなど、あと、一般質問や所属委員会での積極的な質疑というのは当然そうなんですけれども、公選職同士で議論をしていただきたいと思っております。どうも大阪市議会のほうは委員会に付託をするという慣例がなさそうなので、このまま一発で採決に持ち込まれる可能性もあるようです。そうなると、議論の過程がもう全く見えなくなってくるので、府議会のほうではそういうことはないかと思いません、維新の会が少数であったとしても、公選職同士の議論という過程を表に出すことに努めていただきたいと思っております。

産経新聞の大手前ダイアリーか何かに、府議会の、大手前ダイアリーじゃない、毎日新聞のあっちのほうの記事の中に、若い学者さんが府議会の議論が閉鎖的だと、効率性ばかり求めるんじゃないかと、もっと公開性に重きを置かなきゃいけないんじゃないかなんて

いう、そんな論評がありましたけども、これまでの一連のずっと府議会の過程を見て、中身の議論が見えないというようなそういう意見なんですけど、中身の議論を僕らもやりたいんですけども、これはなかなか他党派がやってくれないところもあって、市議会では僕自身を委員会に呼ばないという、そういう戦術で、一切、僕からの反論といいますか、いろんな意見を述べることを、そういう場が一切ないような状況です。ですから、府議会では公選職同士での議論を積極的にやっていただくような場を設けていただいて、この協定書の中身の議論がきちっと有権者に伝わるようお願いをしたいと思います。

もう一つなんですけれども、他党派のほうから修正意見があった場合には、それが合理的なものであれば全て受け入れるというスタンスで望んでいきたいと思っています。基本的にはこちら、少数ですから、もうある意味丸のみをすると、合理的なものであれば。ただ、先ほども言いましたけれども、合理的な理由もなく、何か無茶な要求をしてきたりとか、ないしは、審議をしないと、十分尽くされたとは言えない、そんな状況で否決された場合なんですけれども、これは報道なんかではもう10月中に否決なんていう報道もありますが、否決された場合に改めてまたこの協定書をもう一度再度議会に出していきたいと思っております。この点についても否決された場合にもう一度、議案を出していくということについても、この法定協議会の委員の皆さんの了解をとっておきたいと思っております。

所要の手続が必要になるなら、規約第5条第3項及び第6条第1項に基づいて、会務を総理する会長に処理をしていただきまして、改めて知事、市長として同じ内容の協定書を議会に提出したいと考えていますので、再度、協定書を議会に出す、そのような所要の手続を会長に一任することの確認をお願いしたいと思っております。

以上です。

(浅田会長)

ありがとうございます。

松井委員はよろしいですか。

(松井委員)

今、市長からも話がありましたけども、合理的な理由がある、そういう意見ということは、すなわち他党派からの対案になると思います。もうとにかく入口論で、そもそも必要ないということは、この協議書に対しての質疑にはなりません。この協議書に対しての質疑というのは、例えば、区割りについて別案があったり、また、各区議会における議員の身分保障が変わったり、また、議会の人数がどうだとか、そういう合理的なものというのはあくまで対案を提出してくるという話になると思います。そういう対案があった場合は、それはもう速やかに受け入れていきたいと。もちろん、財政的に成り立つ対案でなければならないと。これはもう事務方が作業して、財政的に成り立つかどうかというのはすぐ判断できるわけですから、そういう対案であれば、前向きに積極的に我々も受け入れていきたいし、ただし、そもそももう今の状況でやれるという話は、これは法定の協議書に対しての質問にはなりませんから。その辺はぜひ委員の皆さん、それぞれで公選職同士の議論の中ではそこは頭の中に入れていただいて議論に挑んでもらいたいと、こう思ってい

ます。

(浅田会長)

ありがとうございます。

今、橋下委員並びに松井委員のほうから、公選職同士の、昨日、府議会におきましては協定書案が上程された、10月1日に市議会では上程予定であると、こういう流れを受けて、法定協委員であられる先生方におかれましては、まず公選職同士の議論を進めてほしいという要望、それから、合理的な理由があれば修正には積極的に応じていくという意見等、御発言がありました。今、橋下委員、松井委員のほうからありました要望、あるいは、意見に対しましてお考えがありましたら挙手の上、御発言をお願いいたします。

今井委員。

(今井委員)

公選職同士の議論ということで、我々、今、与えられているのは代表質問と一般質問とあと、それぞれの常任委員会での質問ということになってくると思うので、そういったところでの議論をうちのほうからある意味、問題提起していくというようなことでないと引っ張り込まれへんという気がちょっとするので、そういうことの、こちらから問題提起していくという形でないと、なかなか向こうサイドからくるということはちょっと考えられへんのかなという気がちょっとするので、一定程度そういうことで問題提起していきたい、こっちから。

それと、多分、昨日ですけども、自民党のほうから戦略調整会議の条例案が出されているので、それについては委員会付託ということは決まったので、総務委員会になるかもわかりませんが、あそこでも議論の場にはなってくるということにはなります。だから、そういうちょっとでも議論ができる場があれば、それをさらに広げていくというんか、拡充させていくような方策というのは意識的にとっていかないと、多分、無理かなというふうな気がしますけど。ちょっと今、所見ですけど。

(浅田会長)

ありがとうございます。

橋下委員。

(橋下委員)

これはあれですか、一般質問とか、代表質問は知事に対しての質問になってしまうんですけども、会派同士の議論になる場というのはもうないんですか、この協定書については。

(今井委員)

基本的にはないです。

(橋下委員)

ないんですか。

(今井委員)

ないですね。委員間討論ですから。

(橋下委員)

あくまでも知事提案、行政側のほうの提案ということで。

(今井委員)

に対するの質疑ということで。それは仮にそうするのであれば、もう各会派に申し入れていかなあかんです。今日、議長もおいでやけど、議長から招集をかけていただいて、その後、理事会で僕のほうから申し入れていくというようなスタンスでないと、なかなか厳しいと違うかなと。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

参考人という形で、委員が参考人になって発言するというわけにはいかないんですか、委員会で。

(今井委員)

だから、それを。

(橋下委員)

それも申し入れですね。

(今井委員)

申し入れになりますね。

(橋下委員)

多数決になるんですね。

(今井委員)

そのときに、他会派がもうそんなの一切必要でないとなったときは、非常に厳しい状況が生まれるんじゃないかな。

(浅田会長)

ほかに御発言はございませんか。

置田委員。

(置田委員)

今の今井幹事長のお話についてなんですけども、やはり所管は、委員会付託するとしたら総務委員会になってくるのかなというふうには思うんですけども、大都市が所管ですので。総務委員会で議論するとなったときに、協定書以外のさまざまな議案というのもある中で、その合間を縫った形で、合間を縫ってというか、そのほかの議案も議論しながら協定書の議論もするとなったときに、非常に時間的にも制約があるということで、我々の会派としては、できれば総務委員会とは別の、最初も話がありましたけども、特別委員会のような形でこの協定書だけ議論する場というのを設けるべきだという話はさせてもらっていたと思うんですけど、それは、今井幹事長、今ちょっと確認ですけど、その話というのはもうなくなったという理解でよろしいんですか。

(浅田会長)

今井委員。

(今井委員)

まだなくなったというよりも、そのことはまだ問題提起していないので、それが次のステージやと思うんですけど。

(浅田会長)

置田委員。

(置田委員)

やはりそういう特別委員会で議論するというのを求めていって、それができるのであれば、その場でこの協定書を専属的に議論する場ということで、そこには法定協の委員も参考人として呼んで、議員間の討論というのも当然、想定されると思いますので、そういう場をやはりまず求めていくべきかなというふうに思います。

(浅田会長)

三田委員。

(三田委員)

私も今、置田委員の特別委員会の設置というのがこれは必要じゃないかなと思います。うちは商工労働委員会なので、今回、二重行政の解消ということで、産技総研、それから、大阪工業研究所、これをやっていきます。ただ、やはりどうしても提案が知事提案なので、私たちに対して議員間での討議というのはできませんので、それを大阪市が否決しようが大阪府は淡々と進めていこうと思っていますけれども、そのためにもやはり今の協定書だけを議論する場、こういうのをつくっておかないと、もうてんでばらばらになってしまうような気がします。

(浅田会長)

そのほか、いいですか。

大橋委員。

(大橋委員)

今、いろいろと考えたんですけど、もう理事者の掌中の中から議会へ上程されるという手続になったので、後は議会のありようになると思うんです。特別委員会はなるほどそのとおりです。特別委員会を設置するにしても、それぞれの意見を反映させて了解を得るとなってくれば、やっぱり法定協議会の会長の一定程度コントロールのもとで、それぞれの議会に対してそういう要請をされるというのが筋なのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

(浅田会長)

ありがとうございます。考えさせていただきます。

そのほか。

岡沢委員。

(岡沢委員)

先ほど今井委員からも話もありましたし、置田委員からも、三田委員からもいろいろ話があるんですけども、今の現状で、例えば、理事会へその話を、そのときは幹事長ですけども、今井幹事長のほうから提案されましても、今の57名が反対をすればもう理事会で通らない。こんな状況になりますので、今、出ていった、我々の会派に今まで属しておいた我々の仲間、そのメンバーを法定協の都構想については賛成をしますということで、テレビの前で、マスコミの前でやっているわけですね。そういうことを言いながら、全部57名一緒に判をついているわけです。だから、そのことをまず協力を得られるのかどうか、その辺をそれぞれの立場で、それぞれのメンバーで今、うちから出ていったメンバーを何とか頑張ってやっていくと。そうでないと、理事会でも議運で、また本会議ということになりますから、これは必ず負けますので、57名できますと。そういうことですから、それを第一に考えていただいて、今後の対策を考えていくと、こういうことをひとつよろしくお願いいたします。

(浅田会長)

そのほか、いいですか。

岩木委員。

(岩木委員)

今の岡沢委員の話とダブリますけれども、都構想には賛成だけれども、そのプロセスが彼らにはよくないというような話を、彼らはずっとされていると思うんです。都構想には賛成ということであって、協定書のこと自体は肯定してくれているわけですから、一部、中身は変えないといけないというようなこともおっしゃっているわけですから、やはり彼ら

ときちっとそのプロセスを彼らはおかしいというわけですから、もう一度新たな枠組みで彼らにもう一度こちらから、こちらからというのは浅田会長なのか、誰かというのはこれから決めなければならないことだと思っておるんですけども、そういうような話をしている、一緒にそのプロセスだけがおかしいと、彼らの理屈はそれでしかないわけですから、中身に対してとかは自分らの意見が言えたらいいという形になるでしょうから、やはり今、岡沢委員がおっしゃったような話は大きな選択肢の中の一つだなというふうには思います。

(浅田会長)

ありがとうございます。

ほか。よろしいですか、御発言。

紀田委員。

(紀田委員)

ここ法定協議会ですので、あんまり府議会での戦術とかを議論するというのはちょっとどうかなと思うんですけども、もし府議会で議員間で討議する場というものを一番つくりやすいんだったら、議会全員協議会だと思います。

そこだけ言っておきたいと思うんですが、もう一つ、きのう府議会で協定書案の無効を宣言する決議というのがなぜか全会一致ではなくて多数決で通ったんです。無効とはどういう意味なのかよくわからないんですけども、無効であることを確認しているのか、取り消したつもりなのか、それとも、今、上程している意見書案はもう存在しないのも同然だと言いつつために言っているのか、何のためかよくわからないんですが、ああいった形で中身の議論も全くせずに、いきなり葬り去るということだったら、議会としての審議を全く尽くされていませんので、これは何度でも議会に再度上程して、議会ですっかりした議論ができるように再度、提案してほしいと思います。

具体的な中身について真摯な議論がなされて、その結果、修正したほうがいいということであれば、改めてこちらで、その内容によっては会長一任で、前回一任したとおりで結構だと思うんですけども、法定協を再度開催して、大きくいじらないといけないぐらいの大きな修正だったら、もう一度法定協を開いてやってもいいのかもしれませんが、よっぽどのことでない限りは、もう会長一任で何度でも議会に出してきてほしいと思います。昨日のああいうようなやり方というのは全く議会で議論したことになっていないと思います。

(浅田会長)

ありがとうございます。

そのほか。いいですか。よろしいですね。

それでは、協議会として確認させていただきたいと思います。

まず、1点目、現在の状況下で、方法論は皆さん方に色々お考えいただくにせよ、協議会委員の皆様が協定書の議論に積極的に関わっていただきたいということであります。

2点目は、仮に合理的な理由もなく、あるいは、審議が十分尽くされず否決された場合は、改めてこの協定書で再度議会に提出すること。そのために所要の手続が必要な場合、規約に基づき会務を総理する会長である私が責任を持って対応させていただくということ。

以上、2点について確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

そのほか、この際、何か御発言等はありませんでしょうか。

特になければ以上で本日の協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。